

第63期

決算公告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

株式会社スパンクリートコーポレーション

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,270,821	流 動 負 債	502,347
現金及び預金	1,632,553	買掛金	38,746
受取手形	5,517	工事未払金	35,929
売掛金	473,339	短期借入金	300,000
商品及び製品	65,375	リース債務	1,846
仕掛品	4,249	未払金	16,091
原材料及び貯蔵品	60,342	未払費用	55,568
その他	29,443	未成工事受入金	660
固 定 資 産	3,772,963	未払法人税等	2,558
有形固定資産	3,491,620	賞与引当金	18,860
建物	800,040	災害損失引当金	4,294
構築物	16,917	その他	27,793
機械及び装置	18,454	固 定 負 債	450,587
工具、器具及び備品	14,273	リース債務	153
土地	2,635,774	繰延税金負債	78,313
その他	6,160	再評価に係る繰延税金負債	221,942
無形固定資産	12,816	長期預り敷金	150,177
ソフトウェア	12,798	負 債 合 計	952,935
電話加入権	18	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	268,526	株 主 資 本	4,719,024
投資有価証券	260,138	資 本 金	100,000
破産更生債権等	60,070	資 本 剰 余 金	5,709,291
その他	8,387	資本準備金	1,061,313
貸倒引当金	△60,070	その他資本剰余金	4,647,977
		利 益 剰 余 金	△636,713
		その他利益剰余金	△636,713
		買換資産圧縮積立金	36,820
		繰越利益剰余金	△673,533
		(うち当期純損失)	(376,640)
		自 己 株 式	△453,553
		評価・換算差額等	371,824
		その他有価証券評価差額金	141,629
		土地再評価差額金	230,195
資 産 合 計	6,043,784	純 資 産 合 計	5,090,849
		負 債 純 資 産 合 計	6,043,784

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・製品・原材料・仕掛品 | 総平均法による原価法 |
| ・未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |
- （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	10年～15年
機械及び装置	7年～12年
工具、器具及び備品	4年～5年

(2) 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 災害損失引当金 2024年7月に東京、埼玉で発生した記録的短時間大雨の影響による当社所有賃貸用不動産（東京都北区）の復旧見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) スパンクリート事業

① スパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識すべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。なお、売上高は、顧客との契約において約束された対価から取引金額に応じた売上手数料を控除した金額で測定しております。

② 据付施工を伴うスパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、納入先での据付工事を請負う事業であり、当該製品の製造及び据付工事を行う義務を負っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 不動産事業

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引として、賃貸借処理により収益を認識しております。